第４号様式（第８条関係）

議　事　録

会　議　名	第９期第７回寒川町まちづくり推進会議
開催日時	令和７年１１月１３日(木) 午後２時～午後３時３０分
開催場所	町民センター１階　展示室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	**〇出席委員** 藤澤委員（会長）　中島委員（副会長） 星委員　齋藤委員　寺本委員 大森委員　金子委員　小澤委員 土居委員　小泉委員　杉下委員 **〇欠席委員** 相田委員　山元委員　吉川委員 グェン委員　安田委員 **〇事務局** 菊地町民部長　芝崎町民協働課長　飯塚主査　中村主事補 **〇傍聴者数** １名
議題	**(1) 公募委員サロンに係る報告書（案）について** **(2) 自治基本条例の見直しについて**
決定事項	**●議事録承認委員** 中島委員、星委員
公開又は非公開の別	公開 / 非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)
	１　開会 **２　会長あいさつ** **３　議事録承認委員の選出** **４　議題** **(1)　公募委員サロンに係る報告書（案）について** （事務局より資料1「公募委員サロンに係る報告書(案)について説明」） 【藤澤会長】こちらは最終的に、まちづくり推進会議の今期の報告書でまとめて町長に提出をいたします。こちらの報告書（案）に修正、追記事項等がある場合は別紙の意見書にて12月12日までにご提出をお願いいたします。 **(2) 自治基本条例の見直しについて** 【藤澤会長】本日が最後の見直しとなります。 本日出た意見も含め、後日事務局の方から自治基本条例見直しの報告書案を年内に作成して、皆様にご確認をいただく形となります。その

	後2月の会議で皆様からの修正を反映させたものを最終的にご確認いただくという形となります。今回は27条以降の見直しとなりますので杉下さんから順にご意見をお願いします。
議事の経過	【杉下委員】事務局に教えていただきたいのですが、第28条の行政評価の説明部分に、行政の中で行う内部評価と、その他外部評価とありますが、外部評価に関しては何か特定の評価する団体・組織のようなものは設置されているのでしょうか。また、第29条の財政運営と公表について、条文の中で「町民に定期的に分かりやすい方法で公表します。」とあり、公表方法については今のところ広報誌で年に2回ほど公表をしていると思うのですが、広報誌以外では公表をどのように行っているかどうか、広報誌での公表を町民が分かりやすい方法と捉えていると思うかどうかについて見解をお聞きします。町民が広報誌を見て公表されている数字だけを見ても、理解できず一方的なものになってしまうと思うますので、「分かりやすい」と記載している以上、分かりやすいかどうかを評価してもらう場を設けた方が良いと思います。 【事務局】第29条の「財政運営と公表」については、広報誌の担当課の方で公表の際には特集号を組み、できるだけわかりやすい公表方法を工夫しているところではありますが、実際に分かりやすいかどうかの調査等についてはまだ至っていない部分ではございますので、引き続き検討の方をさせていただきます。また、第28条の「行政評価」につきましては、町の総合計画の事務事業評価という形で、外部委員の方に評価をして頂いた結果を、町のホームページなどで公表させていただいております。 【小泉委員】杉下さんの言っていたように、公表などを町の広報誌で行う際に、非常に分かりにくいと感じますので、そういった部分を見直す必要があるんじゃないかと思います。 【土居委員】第30条の中でまちづくり推進会議に関して記載していますが、自治基本条例にも記載されている以上、もう少しまちづくり推進会議自体の周知やアピールをした方が良いのではないかと思いました。また、会議任期については2年間と記載されていますが、PTA連絡協議会では1年を任期としているため、何も引き継がれないまま急に委員を任されるといった事もあります。そういったことも含めて、PTAの中でもこの会議を広めていけたらと思います。保護者としては子どもたちにもわかりやすい自治基本条例はあったらよいと感じました。 【小澤委員】第29条の「財政運営と公表」について、杉下さんも仰っていましたが、行政の予算決算などは一般のものと比べても分かりにく

	いと感じますので、その部分も少し見直しが必要あるかと思います。また、第27条「町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものにするよう努めます。」がこちらも分かりにくいと感じることがあるため、見直しが必要と感じます。今年度から新しく町長室特命担当などもできましたが、こちらについても、設置をした理由などの細かい説明がないため、何故設置したのか町民が理解していなかったり、町に町民が電話を掛けるときにどこに電話をしたらいいかわからないといった問題も出てきてしまうので、そちらの改善も必要と感じました。 【金子委員】第27条「町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものにするよう努めます。」と記載されていますが、どのような方法で公表するのかをしっかりと記載した方が分かりやすいのではと感じました。例えば「町は町の公式ホームページで新旧対象で行政機構図を分かりやすく公表します。」などの文言を追加した方が良いのではないかと思いました。また、第28条の「行政評価」について、「公表します。」とは記載されているものの、どういった時期に、どういった媒体で公表するかを記載していないため、こちらも文言の追加が必要なのではと感じました。第30条の解説文の中で、まちづくり推進会議の活動内容を第2項に掲げていますとありますが、第2項というのは条例の中のどの部分を指しているのでしょうか。 【事務局】第30条説明文で触れている第2項については、第9章第30条の第2項「推進会議は、次に掲げる事項を調査、協議し、その結果を町長に報告し、又は提案します。」に記載されており、「この条例の推進及び改廃に関すること」と「町政運営に対する町民の参画に関すること」としています。 【大森委員】初めのころにお話が合った子供向けの自治基本条例の作成等のお話はどうなったのかについてお聞きしたいです。また、少し自治基本条例の見直しからはそれてしまいますが、第30条の第3項に「推進会議は、委員20人以内をもって組織します。この場合において、委員の3割以上は、町民からの公募による委員とします。」とあり、この文書自体に問題があるというわけではないのですが、やはり公募委員のなり手不足というのがまちづくり推進会議に限らず、様々な審議会で見られるので、ここをどうにかして解決していかなければならないと感じました。第31条で「町は、この条例が協働のまちづくりの推進にふさわしいものであるかについて、町民の意見を適切な反映のもと、必要に応じて見直すものとします。」とありまして、文書自体には特に問題ないとは思うのですが、先ほど杉下さんのお話の中でも出てきたように、外部の方に評価をしてもらわないと、実際に「適切な反映」が出来ているかの判断があいまいになってしまっていると思

	い、見直しが必要かと思います。 【寺本委員】今大森さんもお話していましたが、やはり今後のことも考え、どこかのタイミングで子供向けの自治基本条例が必要になってくると思います。また、第27条の「町の組織」の部分で、町政の組織というのは、普段から町広報紙やホームページなどを見ていないと非常に分かりにくいと思います。例えば、今教育委員会に生涯学習課があると思うのですが、令和6年度には町長部局の方に生涯学習担当がありました。町長部局から教育委員会に担当が変わったというのは非常に重要かつ大きな変化だと思います。そういった大きな変化等があるときに、丁寧な説明を行う必要があるのではないかと思いました。また第2項に「町は、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように、組織を見直します。」とありますが「組織を見直します。」の前に「常に」という文言を置くことで、常に組織の見直しに努めるといった、前向きに感じられる文になると感じました。第29条の財政運営と公表の部分で、時間のある方などはインターネット中継を観て予算の詳細まで知ることが出来ますが、働いて忙しい方などはそういったことも難しいので、もう少し周知方法については検討する必要があるのではないかと思います。 【齋藤委員】今寺本さんが言っていたように、私も町が公表した情報などを確認するために、広報誌を見たりするのですが、少し分かりにくいと感じます。また、改めて自治基本条例を読んだときに、簡潔すぎてわかりにくい部分があると感じました。例えば、第27条第1項の「町の組織」の部分で「町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努めます。」とありますが、具体的にどのようにというのが分からない。第2項についても「町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように、組織を見直します」とありますが、では実際にどのように対応してくれるのかというのが読み手にとっては疑問になってくると思いますので、「検討」などの文言を加えることで、「町民のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう検討を行い、必要に応じて組織の見直しを図っていきます。」といった文言で、読んだ町民も、町政の建設的な意識を感じ取りやすくなるのではと思いました。また、第28条の「行政評価」について、結果の公表だけではなく、その結果を踏まえて、どのような施策や計画に反映していくのかというのも分かりやすく記載する必要があると感じました。以前資料として頂いた「朝来市自治基本条例」には、条例の目次だけではなく、条例の構成図や概念図として記載されており、とても分かりやすいと思ったので、寒川町でもこういった図での記載が必要と感じました。 【星委員】第27条について、先ほどから意見が出ておりますが、私も寒川町の機構図のページを観た時に、機構図表だけを見ても、それぞれ

	の課がどのような業務の担当なのかが分かりにくいと感じたので、広報やホームページで一見して各課の担当業務などが分かるものを作成する必要があると思いました。また、第31条に「町は、この条例が協働のまちづくりの推進にふさわしいものであるかについて、町民の意見の適切な反映のもと、必要に応じて見直すものとします。」とありますが、どのように町民の意見を集約して、どのような場で反映させるかについても分かりやすくさせる必要があると思います。全体的に「～に努めます。」という言葉が多く、「～します。」と言い切る部分が少ないのが気になりました。条例の附則の第2条「寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町条例第19号）の一部を次のように改正します。」とありますがこちらは附則についても分かりにくいため、ご説明いただきたいです。 【事務局】星さんからご質問頂きました附則第2条の部分につきましては「寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の中で各審議会の委員についての報酬が定まっておりまして、まちづくり推進会議の委員報酬8,700円と記載されておりますが、会議の時間が4時間以内の場合には5,000円の報酬となり、そちらについての附則となっております。また、大森さんから質問がありました、子ども用自治基本条例の作成の話はどうなったのかという質問については、第9期調査協議事項の決定の際に、今期は子ども用自治基本条例の作成ではなく自治基本条例の見直しについて重点を置いて協議していくというお話と認識しております。 【寺本委員】子供向け自治基本条例は、今後必要になってくるものと思いますので、事務局にもご協力いただければと思います。 【大森委員】今期だけで自治基本条例の見直しをまとめるのは少し無理があると思います、なので今後の期でも引き続き自治基本条例についての協議等が必要になってくると思います。 【藤澤会長】今後、子ども用の自治基本条例を作っていくとしても、まずは本来の自治基本条例を見直し、時代に合った正しいものに変えていき、その後に分かりやすい条例の作成へつなげていくというのが一番適切かと思います。 【中島副会長】皆さんの意見でありましたが、私も町の機構改革等があるたびに、町の組織について分からなくなることが多々あります、例えば、町に問い合わせで電話をしたときに、繋がったは良いものの、異動してきたばかりの職員の方で、問い合わせに対して分からないといったことがありました。そういった職員や町民のためにも、各課の担当業務が一目でわかるものが必要だと思いますし、分かりやすくす

	るということは条例を作っていく中でも大切な部分だと思います。また、先ほどからお話に出ている子供向け自治基本条例についてですが、子ども向けのものを作るのだとしたら、文字だけでは見てくれる方はいないと思うので、イラストや絵を使用したり、色を付けて見やすくしたりする必要があると思います。今後、子供向け自治基本条例を作成する機会があればそういった工夫も必要になるかと思います。今回改めて自治基本条例を見直すことの大変さが分かりました。１つ１つ文章を見ていく中で、やはり寒川町自治基本条例は簡潔すぎてわからないと感じる部分が多いように感じました。 【小澤委員】第31条に条例を「必要に応じて見直す」と記載されていますので、今期に限らず今後の会議の中でも定期的に見直しをすべきだと感じました。 【藤澤会長】委員の皆様に一通り意見を伺いましたが、追加で意見のある方はいらっしゃいますか。 【杉下委員】先ほど、機構改革時に課の場所や担当業務が分からなくなるといった意見がありましたが、私も最近ほかの市の役所に行ったときにそのような体験をしました。また第31条に「町民の意見の適切な反映のもと」とあり、解説部分には「第30条のまちづくり推進会議をはじめ、町民の意見が適切に反映されたものでなければならないことを規定しています。」とありますが、現状まちづくり推進会議以外に町民の意見を聞く場があるかどうか、ない場合には、そのことについてどのように行政は考えているかを聞きたいです。第28条の「行政評価」の部分で、外部評価については総合計画審議会の方が外部委員として評価を行っているとのお話ありましたが、第29条に「予算の編成及び執行においては、総合計画に則して行う」とあり、これだと内部評価とあまり変わらないと思いますので、別に外部委員を用意する必要があると思いました。結果を公表するということであれば、ある程度第三者からの客観的な評価に基づいていないと、町民としても評価の本質が見えてこないと思います。そういった部分を町としてはどのようにとらえているか教えていただきたいです。 【事務局】第28条について、現状としては、総合計画審議会以外の方に外部評価をお願いできていない状態です。こちらについては当課だけでは今後の外部委員の設置などについてお答えができる部分ではありませんが、町としても検討すべき意見としていただきたいと思います。また、第31条については、町の様々な審議会で町民の方に委員として参加していただく公募委員制度がございまして、そういった委員として会議に参加いただき、意見の反映へとつながっていると考えております。

	【杉下委員】今のままの第31条の文言だと、人によってはまちづくり推進会議以外にも、意見反映される場が設置されていると思う方も出てきてしまうと思いますので、見直しが必要かと思います。前回の時に第3条の「町民の用語の定義」の部分でも触れましたが、第24条では「住民」という言葉が出てきて、住民と町民というのは、住民台帳の有無などでしっかり違いがありますので、説明の文などを追加する方が良いのではないかと思います。 【藤澤会長】本日皆様から頂いたご意見を事務局の方でまとめて、最終的な報告書案として、後日皆様に送付させていただきます、修正案等ございましたら改めて皆様からご意見等頂きますので、よろしくおねがいいたします。 **５　その他** ○次回会議 開催日程　2月5日（木）午後2時00分～ **６　閉会**
配付資料	資料１　公募委員サロンに係る報告書（案）について 資料２　自治基本条例意見集約表

議事録承認委員及び議事録確定年月日	中島委員、星委員（令和７年１２月２４日）